

2025年2月3日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 千田 浩章
TEL. 075-604-3500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月下旬開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条第1項について所要の変更を行うものです。

(2) その他の変更

株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長に欠員がある場合の取扱いを明確にするため、現行定款第15条第2項及び第24条第2項について所要の変更を行うものです。また、名誉会長制度を廃止するため、現行定款第22条第3項を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月下旬
定款変更の効力発生日	2025年6月下旬

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第15条（株主総会の招集権者および議長） <条文省略></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第15条（株主総会の招集権者および議長） <現行どおり></p> <p>2. 取締役社長に<u>欠員または事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <現行どおり></p>
<p>第22条（代表取締役、役付取締役、<u>名誉会長</u>、相談役および顧問） <条文省略></p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって名誉会長を置くことができる。</u></p> <p>4. <条文省略></p>	<p>第22条（代表取締役、役付取締役、相談役および顧問） <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>3. <現行どおり></p>
<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <条文省略></p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <現行どおり></p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、<u>取締役社長に欠員または事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以上